

答申第360号  
平成24年3月30日

千葉県教育委員会  
委員長 山田 純子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年2月26日付け教職第1448号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成21年11月30日付けで異議申立人から提起された、平成21年10月23日付け教職第793号の2で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

- 1 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は不開示とした情報のうち次に掲げるものを開示すべきである。
  - (1) 別表2及び3に掲げるもの
  - (2) 別表7に掲げるもの（上記(1)を除く。）
- 2 また、実施機関は、平成21年8月24日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「2005年4月から2009年8月の間に、教育委員会において行なわれたセクハラ処分に関わる事件の概要（内容）と処分量刑が分かる文書全て。」とする開示請求（以下「本件請求」という。）があった時点において、保存されていた報道機関に対する発表のための資料（以下「報道発表資料」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成21年10月23日付け教職第793号の2で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 処分量刑及び内容を知ることができない。新聞にも発表し、HPでも公開した処分について、「1年以上経過したために処分量刑及び内容に係る情報公開を行わない」という教育委員会の説明は、およそ情報公開の原則及び精神に反するものである。速やかな情報開示を求める。
- (2) 本情報公開請求は、個人の特定を目的としたものではなく、いつ、どのような内容で、どのような処分が行われているか、また、それらが適正かつ適法に行なわれているかを、過去にさかのぼって確認することを目的としている。そのため、個人に関するもの、名前、年齢、所属（学校名）、被害生徒等を除けば、処分年月日、処分に係わる法的根拠等については、その情報の公開を妨げる特段の理由は認められない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

## 1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年8月24日付けで、本件請求を行った。

## 2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次に掲げる行政文書（以下「本件対象文書」という。）と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

- (1) 学校職員の懲戒処分について（議案・通知）の起案文書（平成21年3月24日付け教職第1487号）（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 平成●●年審乙第●号●●●●処分取消請求事件人事委員会裁決後の措置について（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 学校職員の懲戒処分について（議案・通知）の起案文書（平成●●年●月●日付け教職第●●●号）（6件）（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 学校職員の懲戒処分について（議案）の起案文書（平成●●年●月●日付け教職第●●●号）（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 学校職員の懲戒処分についての起案文書（平成●●年●月●日付け教職第●●●号）（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 学校職員の懲戒処分（議案・通知）の起案文書（平成●●年●月●日付け教職第●●●号）（以下「本件対象文書6」という。）

## 3 本件対象文書のうち不開示とした部分についての理由

### (1) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 氏名は特定個人が識別される情報であることは明らかである。

イ 教育委員会会議の開催年月日、決裁年月日、処分の発令年月日等の日付及び曜日、文書番号、文書登録番号等については、本件対象文書が報道発表の対象となった事案であり、処分を行った日に報道発表を行うことから、各年月日等を開示すると新聞記事の掲載された日付が明らかになるため当該新聞記事等と照合することにより、当該職員を特定又は特定するきっかけになり当該職員が識別されたり、識別されない場合でも当該事故が特定され事案の概要を知ることとなり、当該職員の権利利益が害されるおそれがあるものである。

ウ 所属名を開示すると特定の学校が明らかになるため、特定個人が識別される可能性が高くなるものである。そして、教科名等は、学校要覧等入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別でき得る情報となるものである。

また、処分事由説明書の事故発生年月日、曜日、時刻のほか、具体的に被処分者がとった行動、被害生徒の行動、事故発生場所、被害生徒の学年、クラス、教科等については、すでに公表した資料等や教職員等の関係者が所有する職員録等と照合することにより特定個人が識別され得る情報である。

エ 処分の内容、処分事由説明書に記載された加害職員の具体的な行動、指導された事実、加害職員の態度は、処分を受けるに至った具体的な非違行為の内容であり、当該職員にとっては忌避すべき情報であり、通常他人に最も知られたいと望む情報の一つである。そして、被害生徒の行動、被害生徒の状態等については、これらの情報が公にされることは想定していないものであり、これらの情報が公になると、当該生徒の学校での生活への影響はもとより、今後社会生活を送る上で、不測の不利益を被るなどのおそれがあるものであることから、これらの情報は、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

オ 上記イからエまでで説明した情報及び処分事由説明書に記載された事故発生年月日又は時期、曜日、時刻、発生場所、被害者の職務及び性別、具体的な行動等、被害生徒等の行動、被害生徒の状態、同僚職員役職名、指導された事実、加害職員の態度については、学校における懲戒事案は発生件数が限られており、同僚や知人などの一定範囲の関係者には誰であるか既に明らかになっている可能性が高いと考えられる。そのため、開示すれば事案の詳細を確知したり一層広範囲な者に当該者が特定されることになり当該職員の権利利益が害されるおそれがあるものであり、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

カ 生徒が被害者である事案の場合には、加害職員の職名、教科名、加害職員のとった具体的な行動等が被害生徒にとっての個人情報ということもできる。すでに公表された情報やだれでも開示請求可能な事故報告書と照合することにより、当該事件の内容が推測され、そのことによって被害者が不当な中傷や圧力を受けるおそれがあるもので、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

(2) 条例第8条第2号ただし書の該当性について

ア ただし書イの該当性について

条例第8条第2号ただし書イの公にされている情報とは、開示請

求時点において公表状態に置かれていると評価される情報と考えられるが、職員による非違行為のあらましが過去のある時点において報道発表されると、それにより当該個人が識別され、又は公表内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、公表によりその者の権利利益が害されるおそれが生じることになる。それにもかかわらず報道発表されるのは、同種非違行為事案の再発防止、その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、県民の信頼の確保に資することを目的にしているためであると考ええる。

これに対し、情報公開では、行政機関の諸活動を県民に説明する責任を全うするために、保有する情報を求めに応じて開示することを原則にしつつも、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならないとし、個人情報については、原則開示と個人のプライバシーの保護の両面から判断する必要がある。そうすると、上述した報道発表の目的と対比するとき、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。

また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報は、当該個人について非違行為歴として個人の資質、人格又は名誉等にかかわる秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと考え、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、ただし書イには該当しないものと考ええる。

そして、国の答申では、公表から開示請求までの期間が1年に満たない事案について開示すべきとしている事例があり、さらに報道発表資料は県文書館において配架しているが、「県政情報の公表に関する要綱の運用」で、閲覧に供する期間は1年間と定めていることから、公表から開示請求までの期間が1年程度経過しているかどうかを目安にただし書の該当性の判断をしている。

本件対象文書については、公表から本件開示請求までの期間は、最長で4年3ヶ月、最短で5ヶ月が経過している。1年以内のものについては、公表されている部分は開示してあり、その他の文書についてはただし書イに該当しないものである。

イ ただし書ロ及びニの該当性について

本件対象文書に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当するものではない。

ウ ただし書ハの該当性について

本件対象文書に記載された当該職員及び関係職員の情報については、事故あるいは非違行為に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とは認められない。

#### 第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

##### 2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は別表1の左欄に掲げる決裁文書であり、審査会において、本件対象文書を見分したところ、それぞれ同表の中欄で構成されている。

(2) これらのうち、本件決定において不開示とした情報はそれぞれ同表の右欄に掲げるものである。

##### 3 条例第8条第2号該当性について

###### (1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分に係る記載が、当該者の氏名、当該者が所属していた県立高等学校、公立中学校又は小学校の名称等とともに記載されていることから、それぞれの文書の全体が当該者に係る条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

###### (2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 実施機関は、国の答申、県政情報の公表に関する要綱の運用について（平成13年2月19日制定）に基づき、条例第8条第2号ただし書イ該当性について判断しているので、次のとおり検討する。

イ 実施機関の説明によれば、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分については、職員の懲戒処分等に関する公表基準の制定について（平成15年5月21日制定）に基づき、原則として公表することとされており、その方法は、千葉県ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととされ、当該掲載の期間は1月としている旨説明する。

また、報道発表資料が作成され、千葉県教育委員会行政文書管理規則（平成13年千葉県教育委員会規則第14号）の定めに従い管

理されており、その保存期間は1年とされているとのことである。  
なお、千葉県ホームページに掲載した資料及び報道発表資料は同じものであるとのことである。

ウ 審査会において、実施機関から、本件請求とは別の開示請求の対象となる行政文書として、廃棄が実施されていなかった本件対象文書に係る懲戒処分の事案の千葉県ホームページに掲載した資料の提示を受け、その内容を確認したところ、当該事案の一部については、懲戒処分のあった当日に、実施機関において、当該者の職名、非違行為が行われた年月日及び場所等が千葉県ホームページに掲載されていたことが認められる。

エ ところで、懲戒処分の事案に係る公表と条例第8条第2号ただし書イの関連性については、次のとおり考えられる。

条例第8条第2号ただし書イに規定する公にされている情報とは、開示決定等の時点において公表されている状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されるころ、公務員による非違行為について、被処分者の氏名、職名及び年齢並びに学校の存する地域名、校種名、処分の内容、処分した年月日、事案の概要その他の当該者がだれであるかを特定することができる情報が、過去のある時点で公表され公衆が広く知り得る状態に置かれると、特定の個人が識別され、当該個人に関する情報が公にされることとなり、公表の内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、当該個人の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。また、当該者の氏名、職名及び年齢は公表しないものの、当該者を特定することができる情報が過去のある時点で公表されると、当該者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該個人が識別され、同様に当該個人の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。それにもかかわらず公表が行われるのは、同種の非違行為の再発を防止すること、職務を執行する行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって、公務員に対する県民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

その一方で、条例においては、行政機関の諸活動を県民に説明する責務を全うするために、保有している情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、個人に関する情報については、条例第8条第2号及び第9条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。

そうすると、上述した公表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が公表された場合、当該概要のうち、当該者をだれであるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様の部分

については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示決定等の時点においても慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。しかしながら、当該者がだれであるかという情報については、公表の時点から時間が経過するに従い、非違行為の事案に対する社会的影響、社会一般の関心、記憶は薄れ、報道の媒体、報道した年月日が特定されない限り、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。また、非違行為の事案を起こした職員個人の識別、特定に関する情報及び処分の内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、公表後、相応の時間が経過したような場合においては、公表された情報のうち、当該者がだれかに関する情報及び処分歴に係る情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないと解するのが相当である。

オ そこで、本件対象文書について検討すると、本件対象文書3の6件目及び本件対象文書4における別表2から5までに掲げる情報は、当該資料において同様の内容が記載されているが、本件対象文書に係る懲戒処分の事案に係る公表から本件請求までの間に1年以上経過しており、期間の経過による当該事案に対する社会的影響、社会一般の関心及び記憶が薄れることと非違行為の事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、公表された情報のうち、別表2の左欄の本件対象文書を構成する、それぞれ中欄の文書に記載された、それぞれ右欄に掲げる情報は、既に開示されている非違行為の客観的態様の部分であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めるべきであるから、条例第8条2号ただし書イに該当するものと認められる。

また、別表3の左欄の本件対象文書を構成する、それぞれ中欄の文書に記載された、それぞれ右欄に掲げる情報は、懲戒処分の事由を定めたものであり、その内容は、法令に違反した場合、職務上の義務に違反する場合又は職務を怠る場合及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に過ぎないことから、被処分者がだれであるかを特定することができる情報とは認められない。また、これを公にしても当該者の権利利益が新たに追加的に害されるおそれがないので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めるべきであるから、条例第8条2号ただし書イに該当するものと認められる。

一方、別表4の左欄の本件対象文書を構成する中欄の文書に記載された右欄に掲げる情報は、特定の個人を識別することができる情報、別表5の左欄の本件対象文書を構成する、それぞれ中欄の文書に記載された、それぞれ右欄に掲げる情報は、戒告、減給、停職又は免職のいずれかの処分が1件である年度があり、下記(6)(別表7-1に限る。)で年度を示す情報を開示すべきと判断したことから、本件対象文書に係る懲戒処分の事案を特定することができることから、当該者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該者がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、当該者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがある情報であることから、これらについては、公にされている情報とも、公にすることが予定されている情報とも認められない。

カ 本件対象文書(本件対象文書1、本件対象文書3の6件目及び本件対象文書4を除く。)に係る懲戒処分の事案の概要については、懲戒処分した時点において公表されたことを除けば、その後、実施機関において、当該者の氏名等が公にされたことはないと認められること、実施機関における当該資料及び報道発表資料の保存期間を経過するなど、既に相当の期間を経過していると認められること、その内容において、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることを特に長く認めるべき特段の事情も見いだし難いことがそれぞれ認められ、当該概要については、それが過去の一時期において公表されたことがあったとしても、公にされている情報とも公にすることが予定されている情報とも認めることは困難と言うべきである。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロからニまでの該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について検討すると、本件対象文書で不開示とした部分に記載されている情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められない。

イ また、条例第8条第2号ただし書ハ該当性について検討すると、被処分者が公務員であり、当該事案の中に当該者の職務に係る部分が含まれるとしても、懲戒処分を受けることは、当該者に分任された職務を遂行する内容に係る情報とは言えないことから、本件対象文書で不開示とした部分に記載されている情報が当該条項に該当するとは認められない。

ウ さらに、条例第8条第2号ただし書ニ該当性について検討すると、当該情報については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記載されていないため、当該条項に該当するとは認められない。

#### 4 条例第9条第2項の部分開示の可否について

- (1) 開示請求に係る対象文書に条例第8条第2号の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合には、条例第9条第2項の規定により、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、上記3において開示すべきとした部分を除く不開示とした部分について、部分開示の可否を次のとおり検討する。
- (2) 本件対象文書（市町村教育委員会教育長に通知した案文（本件対象文書4及び本件対象文書5に限る。）、教育事務所に通知した案文（本件対象文書4及び本件対象文書5に限る。）及び裁決書を送付した文書を除く。）には、被処分者が所属していた県立高等学校、公立中学校又は小学校の名称、当該者の職名（講師及び教諭を除く。）、氏名、年齢及び氏、振り仮名、旧姓使用、旧姓、生年月日、住所、本籍地、採用、任用替、給与期間及び学歴（学校、学部及び学校名、期間並びに修学区分の欄で構成されている。）、級、号給、生徒の氏名並びに証人の氏名が記載されている。これらの記載されている情報は、当該者を識別することができることとなる記述であり、同項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述の部分に該当すると認められるので、部分開示の対象とすることはできず、不開示としたことは妥当である。
- (3) 本件対象文書に記載されている情報のうち別表6の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を示すものであることから、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報のうち、当該者を識別することができることとなる記述の部分に当たるものとは必ずしも言えないが、既に開示された部分により当該者の非違行為のおおよその内容が明らかになっている以上、更にこれらの情報を開示すれば、当該者の氏名など上記(2)の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、当該者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、当該者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該

者の権利利益が害されるおそれがある。

- (4) また、本件対象文書に記載されている情報のうち別表1 1(4)、2(6)及び(8)のもの(当該者の氏名、当該者が所属していた県立高等学校、公立中学校又は小学校の名称、地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項、処分の種類及び程度、事件名のうち年、号及び戒告、減給、停職又は免職の処分、2(8)のうち9枚目11行目18文字目から33文字目まで、12行目(15文字目から18文字目までを除く。)、13行目1文字目から3文字目まで、10枚目15行目(1文字目を除く。)、16行目(28文字目から34文字目までを除く。)、

15枚目6行目(1文字目から14文字目を除く。)7行目1文字目から10文字目まで、17文字目から26文字目まで、8行目20文字目から36文字目まで、9行目1文字目、16枚目3行目16文字目から25文字目まで、31文字目から37文字目まで、4行目1文字目から11文字目まで、生徒の氏名並びに証人の氏名を除く。)は、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報のうち、当該者を識別することができることとなる記述の部分に当たるものとは必ずしも言えないが、既に開示された部分により当該者の非違行為のおおよその内容が明らかになっている以上、更にこれらの情報を開示すれば、当該者の氏名など上記(2)の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、当該者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、当該者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該者の権利利益が害されるおそれがある。

- (5) したがって、上記(3)及び(4)の情報は、これを公にしても当該者の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないので、条例第9条第2項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。

- (6) しかしながら、本件対象文書に記載されている情報のうち別表7の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を示すものであることから、当該者がだれであるかを特定することができる情報とは認められない。また、これを公にしても当該者の権利利益が新たに追加的に害されるおそれがないので、条例第9条第2項の規定により、部分開示すべきである。

## 5 本件請求の対象となる行政文書の特定について

- (1) 上記第3 1のとおり、本件請求は「事件の概要(内容)と処分量

刑が分かる文書全て」を請求していると認められる。

- (2) 上記3(2)イのとおり、実施機関は、本件対象文書に係る懲戒処分  
の事案について、報道発表資料が作成され、その保存期間は1年とさ  
れていると説明する。

そうすると、本件請求があった時点において、報道発表資料の一  
部は廃棄されている可能性があるが、一部は保存されていたと考え  
られる。

- (3) したがって、実施機関は、本件請求があった時点において、保存さ  
れていた報道発表資料を本件請求の対象となる行政文書として特定  
し、改めて開示決定等をすべきである。

#### 6 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及  
ぼすものではない。

#### 7 結論

- (1) 以上のとおり、実施機関は不開示とした情報のうち次に掲げるもの  
を開示すべきである。

ア 別表2及び3に掲げるもの

イ 別表7に掲げるもの（上記アを除く。）

- (2) また、実施機関は、本件請求があった時点において、保存されてい  
た報道発表資料を本件請求の対象となる行政文書として特定し、改め  
て開示決定等をすべきである。

- (3) 実施機関のその余の決定は妥当である。

別表 1

決裁文書の名称	決裁文書を構成する文書の名称	不開示とした情報
1 セクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分の決裁文書(2を除く。)	(1) 決裁が終わった起案用紙	<p>ア 実施機関の会議を開催した年度及び回数(本件対象文書1を除く。)</p> <p>イ 当該会議の定例又は臨時の別(本件対象文書1を除く。)</p> <p>ウ 当該会議で可決したことを証明した年月日(本件対象文書1を除く。)</p> <p>エ 起案、決裁及び施行の年月日(本件対象文書1を除く。)</p> <p>オ 文書の番号(本件対象文書1を除く。)</p> <p>カ 登録番号(本件対象文書1、本件対象文書3の5及び6件目並びに本件対象文書4を除く。)</p> <p>キ 県立高等学校長又は市町村教育委員会教育長が非違行為を報告した年月日(本件対象文書3の5及び6件目、本件対象文書4並びに本件対象文書5に限る。)</p> <p>ク 市町村教育委員会の名称(本件対象文書5及び本件対象文書6に限る。)</p> <p>ケ 市町村教育委員会が懲戒処分を内申した年月日(本件対象文書5及び本件対象文書6に限る。)</p> <p>コ 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項(本件対象文書3の5及び6件目、本件対象文書4並びに本件対象文書5に限る。)</p> <p>サ 本件対象文書3(5及び6件目を除く。)及び本件対象文書6にあっては、当該会議を開催する予定の年月日及び曜日、本件対象文書3の5及び6件目、本件対象文書4並びに本件対象文書5にあっては、年月日</p> <p>シ 処分の種類及び程度(本件対象文書3(5及び6件目を除く。)に限る。)</p> <p>ス 教育事務所の名称(本件対象文書4及び本件対象文書5に限る。)</p> <p>セ 被処分者が所属していた県立高等学校、公立中学校又は小学校の名称(本件対象文書3の5及び6件目並びに本件対象文書4に限る。)</p> <p>ソ 当該者の職名(本件対象文書3の5件目に限る。)</p> <p>タ 当該者の氏名(本件対象文書3の5及び6件目、本件対象文書4並びに本件対象文書5に限る。)</p> <p>チ 当該者の年齢(本件対象文書4に限る。)</p>
	(2) 当該会議に付議した案件に係る案文	<p>ア 当該会議に付議した案件を提出した年月日(本件対象文書1を除く。)</p> <p>イ 当該者が所属していた県立高等学校、公立中学校又は小学校の名称</p> <p>ウ 当該者の職名(本件対象文書3の5件目に限る。)</p> <p>エ 当該者の氏名</p> <p>オ 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項(本件対象文書1を除く。)</p> <p>カ 処分の種類及び程度(本件対象文書1を除く。)</p> <p>キ 本件対象文書3の5及び6件目、本件対象文書4並びに本件対象文書5にあっては、懲戒処分を決定した年月日、本件対象文書3(5及び6件目を除く。)及び本件対象文書6にあっては、年月</p>
	(3) 辞令の案文	<p>ア 当該者の氏名</p> <p>イ 市町村の名称(本件対象文書4及び本件対象文書5に限る。)</p> <p>ウ 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項(本件対象文書1を除く。)</p> <p>エ 処分の種類及び程度(本件対象文書1を除く。)</p> <p>オ 本件対象文書3の5及び6件目並びに本件対象文書4から本件対象文書6までにあっては、辞令を発した年月日、本件対象文書3(5及び6件目を除く。)にあっては、年月</p>

	(4) 処分事由 説明書の案 文	当該者の氏名、当該者が所属していた県立高等学校、公立中学校又は小学校の名称、被害にあった生徒の学年、非違行為が行われた年月日、曜日、時刻及び時期、当該者の具体的な行動、被害にあった生徒の具体的な行動、非違行為の行われた具体的な場所、当該者の同僚の役職名、指導された具体的な事実、被害にあった生徒のクラス及び教科、被害にあった生徒の具体的な状態、地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項、被害者の職務及び性別等
	(5) 人事委員 会委員長に 通知した案 文	ア 文書の番号（本件対象文書3の6件目及び本件対象文書4に限る。） イ 本件対象文書3の5及び6件目並びに本件対象文書4から本件対象文書6までにあつては、通知した年月日、本件対象文書3（5及び6件目を除く。）にあつては、年月 ウ 被処分者が所属していた県立高等学校、公立中学校又は小学校の名称 エ 当該者の氏名 オ 処分の種類及び程度（本件対象文書1を除く。）
	(6) 市町村教 育委員会教 育長に通知 した案文 （本件対象 文書4及び 本件対象文 書5に限 る。）	ア 文書の番号（本件対象文書4に限る。） イ 通知した年月日 ウ 市町村教育委員会の名称
	(7) 教育事務 所長に通知 した案文 （本件対象 文書4及び 本件対象文 書5に限 る。）	ア 通知した年月日 イ 教育事務所の名称
2 当該 者が懲 戒処分 の取消 しを求 め、裁決 され、こ れを受け ての措 置に係 る決 裁文書	(1) 決裁が終 わった起案 用紙	ア 文書の番号 イ 起案、決裁及び施行の年月日 ウ 事件名のうち年、号及び戒告、減給、停職又は免職の処分 エ 当該者の氏 オ 裁決した年月日 カ 修正前の懲戒処分した年月日 キ 処分の種類及び程度 ク 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項 ケ 給与を支払うべき年月 コ 共済の長期の掛金を徴収する年月 サ 共済の短期及び介護の掛金に係る共済との保険関係 シ 共済の短期及び介護の掛金を徴収する年月
	(2) 辞令の案 文	ア 当該者の氏名 イ 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項 ウ 処分の種類及び程度 エ 辞令を発した年月日
	(3) 人事カー ド	いつ現在の人事カードかを示す情報、振り仮名、氏名、旧姓使用、旧姓、生年月日、住所、本籍地、採用、任用替、給与期間、学歴（学校、学部及び学校名、期間並びに修学区分の欄で構成されている。）、資格（名称及び取得年月日の欄で構成されている。）、研修（区分及び期間の欄で構成されている。）、休業休暇（区分及び期間の欄で構成されている。）、表彰（表彰年月日及び表彰内容の欄で構成されている。）、前歴（勤務先、期間、身分、勤務形態及び勤務内容の欄で構成されており、勤務形態の欄を除く。）、職員コード、県立高等学校の名称、当該者の氏名、発令年月日、発令内容及び発令庁

(4) 給与の計算書	年月区分、旧額（級号給、給料月額、現給保障額、給料、減額後の給料、給料の減額、教職調整額、地域手当、地域手当割合、扶養手当、通勤手当、住居手当、教員特別手当及び総支給額の欄で構成されている。）新額（級号給、給料月額、現給保障額、給料、減額後の給料、給料の減額、教職調整額、地域手当、地域手当割合、扶養手当、通勤手当、住居手当、教員特別手当、期末手当、勤勉手当及び支給総額の欄で構成されている。）及び総計
(5) 共済の長期、短期及び介護の掛金	給料の月額の左の欄、給料の月額（正の欄で構成されている。）、短期掛金（率及び正の欄で構成されている。）、介護掛金（率及び正の欄で構成されている。）、短期追徴計、長期掛金（率及び正の欄で構成されている。）、計及び合計
(6) 当該裁決の概要及びこれを受けての措置を記載した文書	事件名のうち年、号及び戒告、減給、停職又は免職の処分、当該者の氏名、県立高等学校の名称、処分の種類及び程度、修正前の懲戒処分した年月日、当該者の具体的な行動、非違行為が行われた具体的な場所、地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項等
(7) 裁決書を送付した文書	ア 文書の番号 イ 送付した年月日 ウ 事件名のうち年、号及び戒告、減給、停職又は免職の処分 エ 裁決した年月日
(8) 裁決書	事件名のうち年、号及び戒告、減給、停職又は免職の処分、裁決した年月日、当該者の氏名、審査請求した年月日、処分の種類及び程度、県立高等学校の名称、非違行為が行われた年月日、曜日及び時刻、当該者の具体的な行動、発言の内容及び主張、生徒の氏名、具体的な行動及び発言の内容、非違行為が行われた具体的な場所、部活動の名称、証人の氏名、地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項等

別表 2

本件対象文書の名称	本件対象文書を構成する文書の名称	中欄に記載されている情報
本件対象文書3の6件目	処分事由説明書の案文	「(処分事由)」の欄の4行目18文字目から24文字目まで及び6行目12文字目から21文字目まで
本件対象文書4	処分事由説明書の案文	「(処分事由)」の欄の3行目13文字目から28文字目まで及び6行目6文字目から17文字目まで

別表 3

本件対象文書の名称	本件対象文書を構成する文書の名称	中欄に記載されている情報
本件対象文書3の6件目	決裁が終わった起案用紙、当該会議に付議した案件に係る案文、辞令の案文及び処分事由説明書の案文	地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項
本件対象文書4	決裁が終わった起案用紙、当該会議に付議した案件に係る案文、辞令の案文及び処分事由説明書の案文	地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項

別表 4

本件対象文書 の名称	本件対象文書を構成する文書の名称	中欄に記載されている情報
本件対象文書4	決裁が終わった起案用紙	当該者の年齢

別表5

本件対象文書 の名称	本件対象文書を構成する文書の名称	中欄に記載されている情報
本件対象文書3の 6件目	処分事由説明書の案文	非違行為が行われた年月日及び曜日並びに当該者の具体的な行動
本件対象文書3の 6件目及び本件対象文書4	実施機関の会議に付議した案件に係る案文、辞令の案文及び人事委員会委員長に通知した案文	処分の種類及び程度
本件対象文書4	処分事由説明書の案文	非違行為が行われた年月及び「(処分事由)」の欄の4行目23文字目から31文字目まで

別表6

番号	本件対象文書に記載されている情報	中欄が示す内容
1	別表1 1(1)アのうち回数を示す情報	本件請求があった時点において、それぞれ懲戒処分の案件ごとに、処分した年月日と同じである当該会議が開催された日時が、千葉県ホームページに掲載されていたとする実施機関の説明は、現在も平成18年度から平成24年度までの当該日時は千葉県ホームページに掲載されており、不合理な点は認められず、第4 4(6)(別表7 1に限る。)で年度を示す情報を開示すべきと判断したことから、回数を示す情報を開示した場合、処分した月日を特定することができること。
2	別表1 1(1)ウ、エ、キ、ケ、サ、(2)ア、キ、(3)オ、(5)イ、(6)イ及び(7)アのうち年を示す情報	第4 4(6)(別表7 1に限る。)で年度を示す情報を開示すべきと判断したことから、年を示す情報を開示した場合、4月から12月まで又は1月から3月までのいずれかの期間に処分した及び処分を修正したと特定することができること。
3	別表1 1(1)ウ、エ、サ、(2)ア、キ、(3)オ、(5)イ、(6)イ、(7)ア、2(1)イ、カ、ケ、コ及び(2)エのうち月日を示す情報(起案及び決裁を除く。)	それぞれ懲戒処分の案件ごとに処分した及び処分を修正した月日と同じ月日であること。
4	別表1 1(1)エ及び2(1)イのうち月日を示す情報(起案及び決裁に限る。)並びに1(1)キ、ケ、2(1)オ、シ、(7)イ及びエのうち月日を示す情報	それぞれ懲戒処分の案件ごとに処分した及び処分を修正した月日を類推できる月日であること。
5	別表1 1(1)オ、(5)ア、(6)ア及び2(1)アの情報	本件請求があった時点において、それぞれ懲戒処分の案件ごとに、処分した年月日と同じである可能性が高い事務処理の終了年月日とともに一般の閲覧に供されていたとする実施機関の説明は、現在も当該情報及び当該年月日は一般の閲覧に供されており、不合理な点は認められないこと。
6	別表1 1(1)カの情報	本件請求があった時点において、それぞれ懲戒処分の案件ごとに、処分した年月日と同じである可能性が高い事務処理の終了年月日とともに一般の閲覧に供されていたとする実施機関の説明は、現在も当該年月日は一般の閲覧に供されており、不合理な点は認められ

		ないことから、本件対象文書以外の一般の閲覧に供されていた行政文書の件名その他の事項及び登録番号が開示された場合、当該番号と本件対象文書に記載された登録番号を照合することにより、当該年月日を特定することができること。
7	別表1 1(1)ク、(3)イ及び(6)ウの情報	本件対象文書のうち当該情報が記載されているものは2件である。本件請求は平成17年4月から平成21年8月までのセクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分を対象としており、当該情報を開示した場合、この期間における市町村教育委員会及び市町村で当該処分があったことが明らかとなり、本件対象文書に係る懲戒処分の事案を特定することができること。
8	別表1 1(1)シ、(2)カ、(3)エ、(5)オ、2(1)キ及び(2)ウの情報並びに(6)及び(8)のうち処分の種類及び程度	戒告、減給、停職又は免職のいずれかの処分が1件である年度があり、第4 4(6)(別表7 1に限る。)で年度を示す情報を開示すべきと判断したことから、本件対象文書に係る懲戒処分の事案を特定することができること。
9	別表1 1(1)ス及び(7)イの情報	本件対象文書のうち当該情報が記載されているものは2件である。本件請求は平成17年4月から平成21年8月までのセクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分を対象としており、当該情報を開示した場合、この期間における教育事務所が管轄している区域で当該処分があったことが明らかとなり、本件対象文書に係る懲戒処分の事案を特定することができること。
10	別表1 2(1)イ、カ、ケ、コ及び(2)エのうち年を示す情報	処分した及び処分を修正した年と同じ年であること。
11	別表1 2(1)ウ、(7)ア及びウの情報並びに(6)及び(8)のうち事件名のうち年、号及び戒告、減給、停職又は免職の処分を示す情報	本件請求があった時点において、処分した年月日を類推できる裁決した年月日と同じである可能性が高い事務処理の終了年月日とともに一般の閲覧に供されていたとする実施機関の説明は、現在も当該年月日は一般の閲覧に供されており、不合理な点は認められないこと。
12	別表1 2(1)オ、シ、(7)イ及びエのうち年を示す情報	処分した及び処分を修正した年を類推できる年であること。
13	別表1 2(2)の情報及び(8)のうち10枚目15行目(1文字目を除く。)、16行目(28文字目から34文字目までを除く。)	第4 4(3)(別表6 8に限る。)で戒告、減給、停職又は免職のいずれかの処分を示す情報を不開示とすべきと判断したことから、当該処分を特定することができること。
14	別表1 2(3)のうち資格(名称及び取得年月日の欄で構成されている。)、研修(区分及び期間の欄で構成されている。)、休業休暇(区分及び期間の欄で構成されている。)、表彰(表彰年月日及び表彰内容の欄で構成されている。)、前歴(勤務先、期間、身分、勤務形態及び勤務内容の欄で構成されており、勤務形態の欄を除く。)、職員コード、発令年月日、発令内容及び発令庁	当該者に係る極めて詳細な人事の記録であること。
15	別表1 2(4)のうち年月区分、給料の減額及び地域手当割合の欄並びに(5)のうち給料の月額、短期追徴計の欄、短期掛金、介護掛金、長期掛金の正の欄	当該情報を開示した場合、修正前の処分した年月及び当該処分を修正した年月を特定することができること。

	に記載された情報	
16	別表1 2(4)のうち給料月額、現給保障額及び教員特別手当の欄に記載された情報	級及び号給で構成される給料表で計算された情報であり、当該情報を開示した場合、第4 4(2)で不開示とすべきとした級及び号給を特定することができること。
17	別表1 2(4)のうち給料、減額後の給料、教職調整額、地域手当、総支給額、期末手当、勤勉手当、支給総額及び総計の欄に記載された情報	現給保障額を基礎として計算された情報であり、当該情報を開示した場合、第4 4(2)で不開示とすべきとした級及び号給を特定することができること。
18	別表1 2(4)のうち扶養手当、通勤手当及び住居手当の欄に記載された情報	当該情報を開示した場合、これらの手当の支給の有無及び要件を特定することができること。
19	別表1 2(5)のうち給料の月額、計及び合計の欄に記載された情報	現給保障額を基礎として計算された情報であり、当該情報を開示した場合、第4 4(2)で不開示とすべきとした級及び号給を特定することができること。
20	別表1 2(5)のうち介護掛金及び長期掛金の率の欄に記載された情報	修正前の処分した年月から処分を修正した年月までのうちの特定の期間における率を示しており、当該情報を開示した場合、当該期間を特定することができること。

### 別表7

番号	本件対象文書に記載されている情報	中欄が示す内容
1	別表1 1(1)アのうち年度を示す情報並びに2(8)のうち15枚目6行目(1文字目から14文字目を除く。)7行目1文字目から10文字目まで、17文字目から26文字目まで及び16枚目3行目16文字目から25文字目まで	本件決定で開示し、審査会の判断で開示すべきとした情報(第4 4(6)別表7 1を除く。)から、当該情報を開示しても、当該者を特定することは困難であること。
2	別表1 1(1)イの情報	本件請求は平成17年4月から平成21年8月までの行政文書を対象とし、この間、各年度1回当該会議の臨時会が開催されたこと及び処分した年月日と同じである当該会議が開催された日時が千葉県ホームページに掲載されていたとする実施機関の説明は、現在も平成18年度から平成24年度までの当該日時は千葉県ホームページに掲載されており、不合理な点は認められず、当該情報を開示しても当該日時を特定することはできないこと。
3	別表1 1(1)サのうち曜日を示す情報	当該情報で、当該会議が各年度複数回開催されており、当該情報を開示しても、処分した年月日を特定することはできないこと。
4	別表1 2(8)のうち9枚目11行目18文字目から32文字目まで及び12行目1文字目から14文字目まで	本件決定で開示した情報と同じ情報であること。
5	別表1 2(8)のうち9枚目12行目19文字目から33文字目まで、13行目1文字目から3文字目まで、15枚目8行目20文字目から36文字目まで、9行目1文字目、16枚目3行目31文字目から37文字目まで及び4行目1文字目から	地方公務員法の条文と類似の内容であること。

	1 1 文字目まで	
6	別表1 1 (1)コ、(2)オ、(3)ウ、2 (1)ク及び(2)イの情報並びに1 (4)、2 (6)及び(8)のうち地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項を示す情報	懲戒処分の事由を定めたものであり、その内容は、法令に違反した場合、職務上の義務に違反する場合又は職務を怠る場合及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に過ぎないこと。
7	別表1 2 (5)のうち短期掛金の率の欄に記載された情報	平成16年4月から平成23年3月までの期間は同じ率であり、当該情報を開示しても当該期間を特定することができるに過ぎないこと。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成22年 2月26日	諮問書の受理
平成22年 4月28日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年 6月 3日	異議申立人の意見書の受理
平成23年 9月27日	審議
平成23年12月20日	審議
平成24年 1月31日	審議
平成24年 2月28日	審議
平成24年 3月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成24年3月27日現在)